

河内配水場流量調整弁更新工事（小水力発電設備導入）に係る
プロポーザル選定委員会設置要綱

令和6（2024）年3月15日制定

令和6（2024）年4月1日一部改正

〔上下水道局浄水課〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、河内配水場流量調整弁更新工事（小水力発電設備導入）（以下「本工事という。」）に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項等の作成に関すること。
- (2) 選定基準の作成に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

（組織等）

第3条 委員会は、委員7名をもって組織する。

2 委員は、別表のとおりとする。

3 委員の任期は、郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が本工事の契約候補者と契約を行った日までとする。

（委員長の職務等）

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、上下水道局長とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

4 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道局浄水課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6(2024)年3月15日から施行する。

(要綱の効力期限)

2 この要綱は、管理者が本工事の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

別表

委員
上下水道局長
上下水道局次長兼総務課長
上下水道局次長兼下水道整備課長
上下水道局経営管理課長
上下水道局お客様サービス課長
上下水道局水道施設課長
上下水道局下水道保全課長